

郡山市サーベイメータ貸出要綱

平成24年 1 月 19 日 制定

平成25年 2 月 21 日 一部改正

平成29年 4 月 1 日 一部改正

令和 2 年 4 月 17 日 最終改正

[環境部原子力災害総合対策課]

(目的)

第1条 この要綱は、市民自らが、市内の身近な場所の放射線量を確認するために、空間線量計（以下「サーベイメータ」という。）を市民に貸し出すことにより、市民の不安の解消を図ることを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 サーベイメータの貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当するもの（第3号に掲げる者を除き、未成年者を除く。）とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) その他市長が認めた者

(借用申込み)

第3条 サーベイメータの貸出しを受けようとする者は、サーベイメータ借用申込書兼同意書（第1号様式。以下「借用申込書」という。）を市長へ提出しなければならない。

(貸出し)

第4条 市長は、借用申込書を受理した場合には、これを審査し、適正であると認めるときは、サーベイメータを貸し出すものとする。

2 サーベイメータの貸出台数は、1件の申込みにつき1台とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(費用の負担)

第5条 サーベイメータの貸出しに係る費用（電池その他の消耗品に要する費用を含む。）は無料とする。

(借受者の責務)

第6条 サーベイメータの貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、サーベイメータを返却するまでの間において、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、サーベイメータの使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サーベイメータの取扱説明書その他の関係資料に沿って適切に使用すること。
- (2) サーベイメータを目的外に使用しないこと。
- (3) サーベイメータを処分又は転貸しないこと。
- (4) その他市長が必要と定めること。

(賠償責任等)

第7条 借受者は、故意又は過失によってサーベイメータを紛失し、又は破損させた場合には、サーベイメータ紛失等届出書（第2号様式）を市長に提出するとともに、サーベイメータを原

状に復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の事由があると認める場合には、この限りでない。

(返却)

第8条 借受者は、借受日から起算して8日以内にサーベイメータを返却しなければならない。

2 郡山市の休日定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第2条の規定は、前項の規定による返却の期限について準用する。

(未返却者への対応)

第9条 市長は、借受者が前条の規定による返却の期限から3日を経過してもサーベイメータを返却しない場合は、督促状を発するものとする。

2 市長は、前項の規定による督促状により指定された期限までに借受者が返却しない場合は、サーベイメータの実費相当額を借受者に請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、サーベイメータの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成24年1月19日)

この要綱は、平成24年1月23日から施行する。

附 則(平成25年2月21日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月17日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

(新型コロナウイルスに係る貸出期間の経過措置)

2 第8条以降の規定に関わらず、当面の間、同項中「8日以内」とあるのは「30日以内」と読み替える。

第2号様式（第7条関係）

サーバイメータ紛失等届出書

年 月 日

郡山市長

届 出 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称 及び代表者の 氏名	⑨
	電話番号	

サーバイメータを（ 紛失 ・ 破損 ）したので、次のとおり届出します。

紛失・破損等年月 日	年 月 日
紛失・破損等の状 況	

※紛失・破損等の状況欄には、紛失・破損等に至った経過を詳細に記載すること。

※紛失の場合は最寄りの交番・警察署に遺失届を提出し、「紛失・破損等の状況」欄に、届出日・届出をした交番・警察署名を併せて記載して下さい。